斑鳩町学校給食用物資納入業者の登録に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は斑鳩町立学校に国庫補助物資を除く学校給食用物資（以下「物資」という。）を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録について必要な事項を定める。

（登録申請）

第２条　納入業者になろうとする者は、登録年の１月２４日から１月３１日までの間に学校給食用物資納入業者登録申請書（第１号様式）を斑鳩町学校給食運営委員会会長に提出しなければならない。

２　前項に規定する登録申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　食品衛生監視採点表又はそれに準ずるものの写し

（２）　納入しようとする物資に必要と認められる分析試験結果(特に指定する物資)

（３）　営業所、製造所及び倉庫の所在地の見取り図

（４）　主な販売先調書

（５）　市町村民税及び法人にあっては法人税、個人にあっては所得税の直前２年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書類

（６）　その他必要と認める書類

（登録審査基準）

第３条　納入業者として登録する場合の資格基準は別に定める。

（登録名簿の作成）

第４条　納入業者の登録を決定したときは、学校給食用物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）を作成し学校給食運営委員会に公表するものとする。

２　第１項の規定により登録名簿を作成したときは、学校給食用物資納入業者登録通知書（第２号様式）により通知するものとする。

３　前項の通知を受けたものは、すみやかに誓約書（第３号様式）を提出しなければならない。

４　登録内容に変更事項が生じたときは、登録事項変更届（第４号様式）を提出しなければならない。

（登録の有効期間）

第５条　登録の有効期間は登録年の４月１日より起算して３ケ年間とする。

付　則

この規程は、平成２年２月１日から施行する。

平成２１年１０月２２日に一部改正する。

令和５年２月２１日に一部改正する。